②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

（備考）

１．該当するものに○印を記載すること。

２．個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

⑵　⑴②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

①半年に１回

②１年に１回

③２年に１回

④３年に１回

⑤その他

⑶　⑵で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

16．法第23条の２第１項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加入者に選定及び提示している	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
Ａ実施事業所						
Ｂ実施事業所						
Ｃ実施事業所						